

## 相活士月刊メールマガジン 3月号 ～ VOL18～

相活士事務局です。第 18 回目のメールマガジンとなっています。

相活士新聞を遺言相続ドットコムのマスコットキャラクター決定に伴い、近日中(4~5月)に発行・郵送いたしますのでご期待ください。

### 目次

1. 相続税が戻ってきました！
2. 講談社の現代ビジネスに弊社代表理事の連載が掲載されました。
3. 本当に良くある話(遺言相続ドットコムより)
4. 相活士オリジナル名刺について
5. 更新を迎える方へ
6. 相活士行動理念

#### 1.相続税が戻ってきました！

一般的にはあまり知られていませんが、相続税を払いすぎていた方が戻ってきた話です。正式な名称は更正の請求と言い、間違えて申告した税金を取り戻す手続きであり、納税者の権利です。ここでは相続税を取り戻すことができた事例を紹介したいと思います。

その方は東京と埼玉に支社がある会社経営者です。舞台装置などを手掛ける企業で、有名芸能事務所の舞台を一手に引き受けるような会社です。我々は相活士である、保険会社の営業の方からその社長さんをご紹介いただきました。話を聞いてみるとその社長さん、もともとは埼玉の地主。母親が亡くなったときに 5,000 万円以上の相続税を払った方でした。その社長が相続した土地は4つでした。1つは自宅、そして2つ目は姉が住んでいる家、そして残りは貸している土地が2つでした。どれも大きな土地でした。

500 m<sup>2</sup>以上の土地は「広大地」と言って、大きすぎて再開発しづらい土地(戸建て開発しかできない土地)と言われています。そこで税務当局も広大地に関しては通常の「路線価×土地の面積」で土地を評価するのではなく、「路線価×土地の面積から更に半分程度土地の評価を減額する」ことを認めています。我々は土地の実地調査もしたところ、その土地の4つのうち3つは 500 m<sup>2</sup>以上の土地でした。

そもそも 3 年前に当初の相続税申告ではその3つの 500 m<sup>2</sup>以上の土地に関しての土地評価は、なぜかわかりませんが、税理士さんは広大地の特例を使っていませんでした。おそらく広大地の特例を知らなかったのかもしれませんが。そこで我々は3つの土地に関して「広大地」に該当するという事で相続税の土地評価が当初申告よりも下がり、相続税が 1,500 万円

弱ほど返してほしいという「更正の請求」を税務署に提出したのです。

更正の請求から 3 か月ほど経過するころ、税務署からその社長へ 1 通の通知が来ました。

「更生の通知書」であり、我々が税務署に申請した通り 1,500 万円弱満額での還付を認めるとの回答でした。その後 1 か月たらずして、社長の預金口座に税務署から 1,500 万円弱の入金がありました。

実を言うと、我々は 3 つの広大地のうち 1 つは広大地として認められないだろうと思っていました。理由はその 1 つの土地は道路に面している間口が非常に広く、仮に再開発した場合、「戸建て開発のみではなく、他にも開発できそうな土地(マンションとかの建設が可能)」だったのです。(戸建て開発するしかないような、使い道が限られる土地が広大地として認められ、土地評価が下がります。)

こちらとしては「ダメ元」で 3 つの大きな土地を 3 つとも「広大地」として更正の請求をかけ、そのまま承認されたケースとなりました。結局、多額の相続税が戻ってきた社長さん。非常に満足度が高く、そのまま法人契約を複数件いただくことになりました。お客さんもご紹介いただいた相活士の方もご満足いただける成功事例でした。

2. 講談社の現代ビジネスに弊社代表理事江幡の連載が掲載されました。

「ニートの息子が親の遺産を FX で溶かしてしまった」話  
江幡の銀行時代の顧客の話です。悲惨な話です。

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/60151>

3. 本当に良くある話(遺言相続ドットコムから)

<http://egonsouzoku.com/magazine/152.html>

3 月 15 日公開の最新分です。毎週火曜と金曜日の週二回、専門家による記事がアップされますので、ぜひ、皆様のスマホのお気に入りにご登録ください。

4. 相活士オリジナル名刺について

早速、ご注文をいただいておりますが、相活士オリジナル名刺についてリマインドさせていただきます。

以下の通り相活協会事務局にご依頼いただければ 1 か月あまりで皆様のお手元に到着いたします。有料ですが、かなり高級感のある名刺ですので作成いただければと存じます。

A. 名刺に書けるもの

○皆様のお名前 ○皆様の携帯電話番号

※変更できないもの

住所は「相続終活専門協会」の住所である東京都千代田区紀尾井町4-1ニューオータニガーデンコート8階という記載になります。固定電話やファックスも事務局の電話番号である03-5210-1238、ファックス03-5210-1233となりますのでご了承ください。

B.枚数と料金（料金は税別です。ご注意ください）

100枚	3,000円
200枚	3,500円
300枚	4,000円
400枚	4,500円
500枚	5,000円
600枚	5,500円
700枚	6,000円
800枚	6,500円
900枚	7,000円
1000枚	7,500円
1500枚	8,000円
2000枚	8,500円

配送料は一律200円（税別）となります。

※例えば、500枚ご注文の場合、5,000円+200円=5,200円、消費税8%込みで5,616円となります。

C.名刺作成の依頼

事務局あて、電話かメールをお願いします。その時に必ず

○皆様のお名前フルネーム（フリガナ） ○携帯電話番号 ○必要枚数

の3点をご記載ください。

お支払いは 別途請求書払いをお願いします。

5. 更新を迎える方へ

相続終活専門士の合格第一号が出てから一年が経過いたしました。

皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

年間更新料は本来500円×12か月=6,000円（税別）でしたが、

当面の間50%オフにし、250円×12か月=3,000円（税別、税込みだと2019年は3,240円）にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233 もしくは [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp))にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、

① の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、2019年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

## 6. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp)